

第 1

令和 7 年 5 月 2 2 日 招集

定 例 教 育 委 員 会 提 出 議 案

唐 津 市 教 育 委 員 会

目 次

1 議案

議案第26号	学校選択制度の導入について	・・・	1
議案第27号	旧唐津市呼子学校給食センターの用途廃止について	・・・	5
議案第28号	唐津市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について	【資料当日配布】	
議案第29号	唐津市教育支援委員会委員の委嘱について	【資料当日配布】	
議案第30号	唐津市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について	【資料当日配布】	
議案第31号	唐津市都市コミュニティセンター運営委員会委員の委嘱について	【資料当日配布】	
議案第32号	唐津市青少年支援センター運営協議会委員の委嘱について	【資料当日配布】	

(議案第28号から議案第32号までは、人事議案のため当日資料を配布します。)

2 報告事項

(1) 教育長報告

(2) 各課報告事項

①	令和7年度6月補正予算の概要について(教育総務課)	【資料当日配布】	
②	「唐津市教育の日」の各学校の取組について(一覧)(学校教育課)	【資料当日配布】	
③	学校給食費の見直しに係る答申について(学校給食課)	・・・	12
④	共催及び後援について(教育総務課)	・・・	14
⑤	教育委員会行事予定(教育総務課)	・・・	15

(3) その他

4 その他

次回の定例教育委員会の日程について(案)

日 時	令和7年6月26日(木) 14時00分
会 場	唐津市役所 大手口別館6階 会議室

議案第 26 号

学校選択制度の導入について

学校選択制度について、別紙のように導入するものとする。

令和 7 年 5 月 22 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 通学区域以外の学校への入学又は転学について、児童生徒に適した教育環境での個性や能力の一層の伸長を図るため、大規模校の環境へ適応が困難な児童生徒への配慮として、児童生徒数の少ない学校への就学を保護者の責任のもと選択できる制度を導入するものである。

学校選択制度の導入について

1 目的

唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成 17 年 1 月 1 日教育委員会規則第 15 号）に定める通学区域以外の学校への入学又は転学について、大規模校の環境へ適応が困難な児童生徒への配慮として、児童生徒数の少ない学校への就学を保護者の責任のもと選択できる制度を定めることにより、児童生徒に適した教育環境での個性や能力の一層の伸長を図ることを目的とする。

2 期待される効果

- (1) 大規模校や過大規模校の児童生徒数の増加解消
- (2) 小規模校における協働的な学びのさらなる充実

3 対象

申請時に唐津市内に居住する小学校入学予定者・児童・生徒

4 内容

- (1) 大規模校や過大規模校から、それ以外の学校への入学又は転学

○通学区域にかかわらず、次の要件を満たす場合に認める。

- ①対象となる児童生徒（小学校入学予定者を含む）

ア 大規模校（25 学級以上）、過大規模校（31 学級以上）に在籍する児童生徒

イ 教室数に対して児童生徒数が多い学校に在籍する児童生徒

- ②受け入れ先

上記①のア、イに該当しない学校

- ③留意点

該当校間の転出入は不可

- (2) 通常学級が全学年 2 学級以上ある学校から、それ以外の学校への入学・転学

○通学区域にかかわらず、次の要件を満たす場合に認める。

- ①対象となる児童生徒（小学校入学予定者を含む）

通常学級（特別支援学級は含めない）が全学年 2 学級以上ある学校又は(1)の

ア、イに該当する学校に在籍する児童生徒

- ②受け入れ先

上記①に該当しない学校

- ③留意点

通学する学校が統合した場合は、統合後の学校に通学する。

5 運用開始日

令和 8 年 4 月 1 日

令和8年度から「学校選択制度」が スタートします

案

1 学校選択制度の概要

唐津市の小中学生は、原則、居住している地区の通学区域の学校に入学及び通学することになっていますが、以下の「5 学校選択制度を利用する条件」のどちらかを満たす場合に、居住している地区の通学区域以外の学校に入学又は転学できる制度です。

2 学校選択制度の目的

大規模校の環境への適応が困難な児童生徒が、規模の小さい学校へ就学し、適した教育環境で個性や能力を一層伸ばすためです。



- ・大規模校の児童生徒数の増加解消が見込めます。
- ・小規模校の1学年1学級や複式学級における協働的な学びがより充実します。

3 対象児童・生徒

申請時に唐津市内に居住する小学校入学予定者・児童・生徒が対象です。

4 入学・通学開始時期

申請書を提出した次の年度の4月（始業式・入学式）からとします。（年度途中からは不可）

5 学校選択制度を利用する条件 ※(1)、(2)のどちらかの条件を満たせば利用できます。

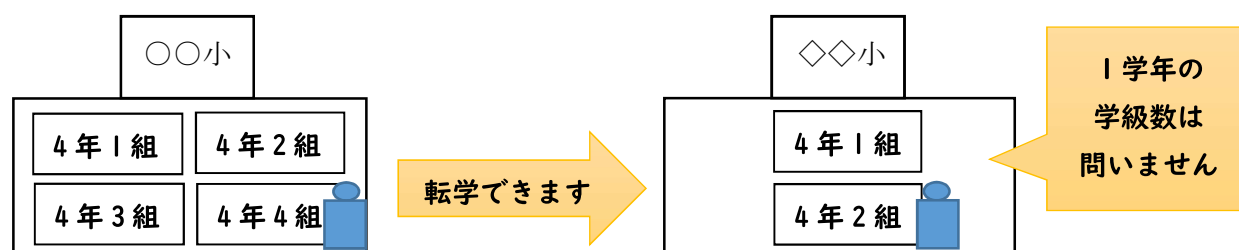
- (1) 特別支援学級を除くクラス数が25学級以上の学校又は、次の要件を満たす通学区域に居住している場合は、要件を満たす4校以外の学校へ入学・転学できます。

- 要件**
- ①学校の適正規模より児童生徒数が多い学校
 - ②教室数に対して児童生徒数が多い学校

要件を満たす学校 令和8年度は、
長松小、鏡山小、浜崎小、久里小 の4校です。

例 ○○小学校(①②の要件を満たす学校)

要件に該当する学校以外の小学校



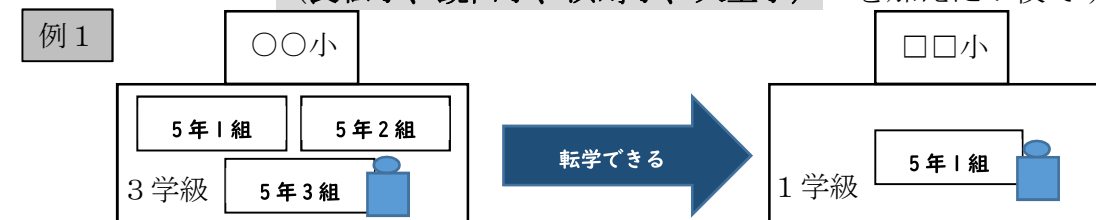
- (2) 通常学級が全学年2学級以上ある学校に在籍する児童生徒は、それ以外の学校へ入学・転学できます。

該当する学校は、
こちらでも確認できます。

要件を満たす小学校 外町小、鬼塚小、大志小 の3校に

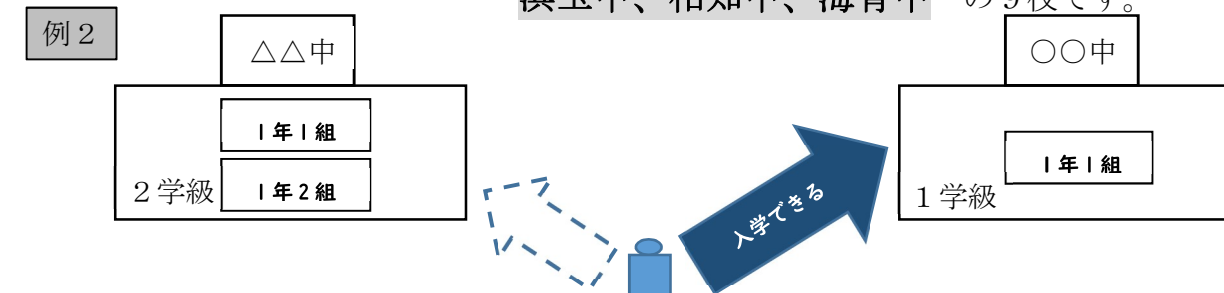
(長松小、鏡山小、浜崎小、久里小) を加えた7校です。

QR
コード



要件を満たす中学校 第一中、佐志中、第五中、鏡中、鬼塚中、西唐津中

浜玉中、相知中、海青中 の9校です。



6 申請期間・申請場所

- (1) 申請期間 **令和7年8月1日(金)から令和7年9月30日(火)**

- (2) 申請場所 唐津市教育委員会学校教育課 ☎ 0955-72-9158
住所 唐津市南城内1番1号(大手口センタービル6階)

※申請の取り消しができるのは、申請期間のみ

7 その他

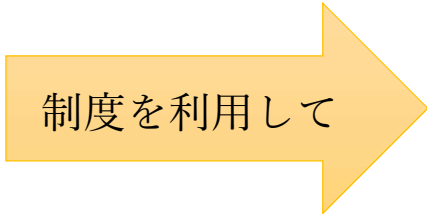
- (1) 保護者の責任のもとに通学させてください。
- (2) 通学にかかる交通費は保護者の負担になります。(通学支援は受けられません)
- (3) 小学校卒業後は、在籍した通学区域の中学校に進学できます。
- (4) 本制度を利用して通学区域外の学校に通学している場合、次年度から居住の校区の学校へ戻ることもできます。その場合は、11月末までに所定の書類を提出してください。
- (5) 学級増や新規設置を必要とする場合、本制度は利用できません。(特別支援学級も含む)
- (6) 特別支援学級に在籍する児童生徒は、下記の連絡先に問い合わせをお願いします。

問い合わせ先：唐津市教育委員会 学校教育課 ☎ 0955-72-9158

学校選択制度を利用する条件に該当する学校 令和7年5月1日現在

(1) の条件に該当する学校 転出が可能である学校

A：長松小・鏡山小・浜崎小
久里小

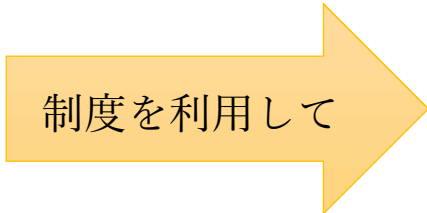


入学及び転入が可能である学校

A の 4 校以外

(2) の条件に該当する学校 転出が可能である学校

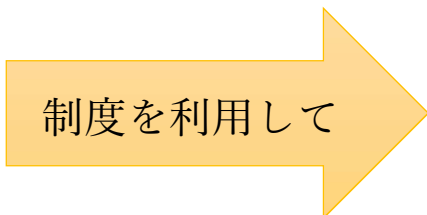
B：外町小・鬼塚小・大志小
+ (Aの4校)



入学及び転入が可能である学校

(A の 4 校 + B の 3 校) 以外

C：第一中・佐志中・第五中・鏡 中
鬼塚中・西唐津中・浜玉中・相知中
海青中



C の 9 校以外

※入学・転学後に通学する学校が統合した場合は、統合後の学校に通学する。

議案第 27 号

旧唐津市呼子学校給食センターの用途廃止について
旧唐津市呼子学校給食センターについて、用途廃止するもの。

令和 7 年 5 月 22 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宜 康

提案理由 令和 5 年 7 月 24 日に廃止した旧唐津市呼子学校給食センターについて、用途廃止を行い、財産管理課へ管理替えするものである。

旧唐津市呼子学校給食センターの用途廃止について

1 概要

唐津市西部学校給食センターの設置に伴い、令和5年7月24日に廃止した旧唐津市呼子学校給食センターについて、売却するため用途廃止し、唐津市公有財産規則に基づき、財産管理課に移管するもの。

2 用途廃止する土地及び建物

(1) 土地

所在地：唐津市呼子町殿ノ浦1135番地

地 目：宅地

台帳面積：1,816 m²

廃止面積：1,816 m²

(2) 建物

建物用途：給食センター及び車庫

台帳面積：559.6 m²

廃止面積：559.6 m²

3 今後の手続きについて

教育委員会で承認後、唐津市公有財産規則に基づき財産管理課に移管し、売却を行うもの。

旧唐津市呼子学校給食センター 位置図

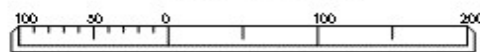


延寿荘

旧呼子学校給食センター

呼子公民館

縮尺 1 : 5000

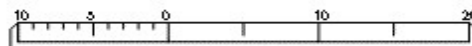


旧唐津市呼子学校給食センター 土地図面

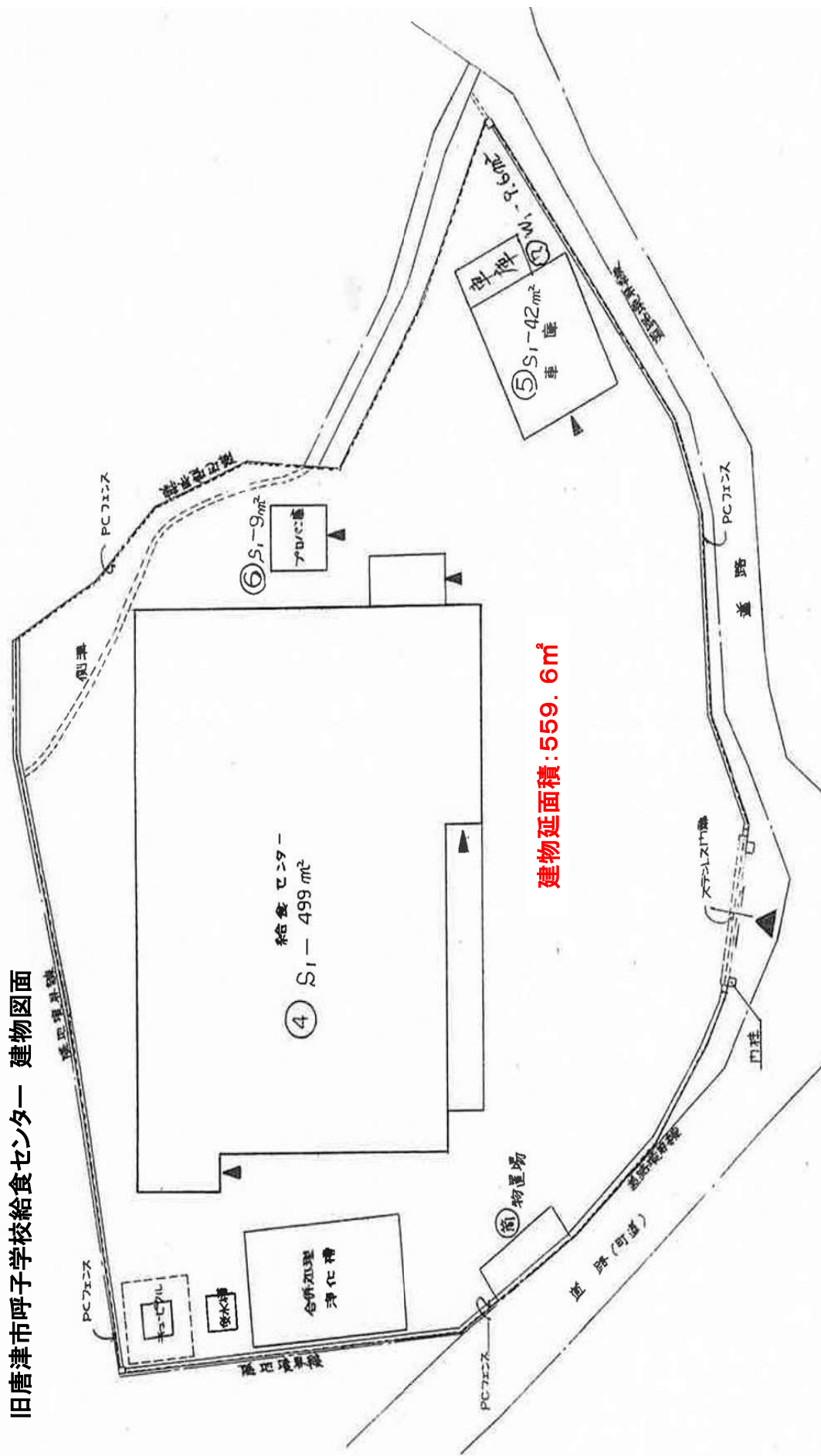


土地面積: 1816㎡

縮尺 1 : 500



旧唐津市呼子学校給食センター—建物図面



土地台帳（明細）

1 / 1

管理番号 明細番号	代 表	657 旧呼子学校給食センター				所在地		増 減		現 在		備 考
		年 度	地 目	登 記 年 月 日	現 況 地 積	数	価 格	数	価 格	数	価 格	
1	*	異 動 年 月 日		呼子町殿ノ浦1135								
		平成 2年度 宅 地				取得年月日	0.00 m ²	取得年月日	1,816.00 m ²	異動事由	円	
		平成 3年 3月 19日	平成 3年 3月 19日		1,816.00 m ²	平成 3年 3月 19日	買入					
						1,816.00 m ²	処分年月日	処分事由		旧 所 有 者 名		

建物台帳（明細）

管理番号	代表	異動年月日	旧呼子学校給食センター			増			減			現 在 量	高 価 格	所 在 地
			名	階	情 報	数	量	価	価	数	量			
1	保有区分	平成 3年度 平成 4年 3月31日	自治体所有： 借 地： なし 共 有： なし	本館	階 数	面 積	㎡	㎡	円	㎡	円	550.00	203,237,471	呼子町殿ノ浦1135
								0.00	0	550.00	203,237,471		異動事由	
								取得年月日	取得事由	異動年月日	異動事由		異動事由	
								平成 4年 3月31日	新築					
								処分年月日	処分事由	登記年月日	記載年月日			
2	保有区分	平成20年度 平成21年 3月31日	自治体所有： 借 地： なし 共 有： なし	車庫	階 数	面 積	㎡	㎡	円	㎡	円	9.60	0	呼子町殿ノ浦1135
								0.00	0	9.60	0		0	
								取得年月日	取得事由	異動年月日	異動事由		異動事由	
								平成21年 3月31日	新築					
								処分年月日	処分事由	登記年月日	記載年月日			
	構造			鉄骨造 (S)	総面積	550.00								
	構造			鉄骨造 (S)	総面積	550.00								